

鳥取県告示第419号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から当該指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日	支援の種類
特定非営利活動法人いちばん星	鳥取市江津271-2	いちばん星	鳥取市江津271-2	平成24年4月1日	児童発達支援
社会福祉法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	児童デイサービスこはる	八頭郡八頭町船岡348-1	〃	〃
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町3001-1	〃	〃